

議案第 27 号

三豊市公平委員会設置条例の制定について

三豊市公平委員会設置条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市公平委員会設置条例

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、三豊市公平委員会を設置する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（三豊市情報公開条例の一部改正）

- 2 三豊市情報公開条例（平成 18 年三豊市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「選挙管理委員会」の次に「、公平委員会」を加える。

（三豊市個人情報保護条例の一部改正）

- 3 三豊市個人情報保護条例（平成 18 年三豊市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「選挙管理委員会」の次に「、公平委員会」を加える。

（三豊市情報セキュリティ条例の一部改正）

- 4 三豊市情報セキュリティ条例（平成 18 年三豊市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「選挙管理委員会」の次に「、公平委員会」を加える。

（三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 5 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条中「市長は、第 2 条」の次に「及び第 4 条」を加え、「及び地方公務員法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき香川県が制定する条例の規定による香川県人事委員会の報告（以下この条において「香川県人事委員会の報告」という。）」を削り、「香川県人事委員会の報告を」を「第 4 条の規定による報告を」に改め、同条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（公平委員会の報告）

第4条 公平委員会は、毎年6月30日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	選挙管理委員会	委員長	月額	34,000	を
		委員	月額	25,000	

」

「

選挙管理委員会	委員長	月額	34,000	
	委員	月額	25,000	
公平委員会	委員長	日額	10,000	に改める。
	委員	日額	9,000	

」

(三豊市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

7 三豊市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により、三豊市公平委員会の喚問に応じ、出頭した者

(三豊市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

8 三豊市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年三豊市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「選挙管理委員会」の次に「、公平委員会」を加える。

(三豊市プロポーザル審査委員会設置条例の一部改正)

9 三豊市プロポーザル審査委員会設置条例（平成24年三豊市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「選挙管理委員会」の次に「、公平委員会」を加える。